

♪響け太鼓の音色♪

たけのこ教室
太鼓体験

たけのこ教室「菅布祢太鼓体験」を9月14日、勤労者体育センターで行い13人が参加しました。講師に菅布船祢太鼓保存会め組の方を招いてご指導いただきました。今回の体験ではバチの持ち方、構え方、太鼓の叩き方の基本動作から「祭り太鼓」を演奏するまでを行いました。

3人一組で一つの太鼓を代わるがわる叩いたり、一列に並んだ太鼓を全員で移動しながら叩く場面では「難しい」と言いながらも子どもたちは真剣に取り組みました。教室の最後には保護者の前で「祭り太鼓」を披露し、2時間で覚えたとは思えない出来栄に大きな拍手が湧きました。



令和6年度家庭劇場開催

「^つ角〜いじめっこ姫の物語」音楽劇鑑賞



村内の小学生を対象とした平田村家庭劇場が9月17日、平田村勤労者体育センターで開催されました。

「家庭劇場」は子どもたちに優れた芸術文化を鑑賞する機会と、親と子の語らいの場を作ることを目的としたもので、福島県ファミリーシアター^つの事業を活用して、「角

〜いじめっこ姫の物語」を鑑賞しました。

当日は、村内の小学校の児童など約270名が集まり、劇団芸優座の皆さんの演技に引き込まれ真剣に鑑賞していました。



図書貸出し・ひらたフィットネスクラブ休止のお知らせ

平田村文化祭開催に伴い、図書貸出し・ひらたフィットネスクラブを下記のとおり休止します。

- ・図書貸出し／ 10月21日(月) ～ 28日(月) (休止中でも返却のみはできます)
- ・ひらたフィットネスクラブ／ 10月27日(日)

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)に納められた保険料となります。(令和6年度中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。)

本年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料の支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このことについて、年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者に送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。



	対 象 者	送 付 時 期	
①	令和6年1月1日から令和6年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和6年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和6年10月3日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和7年2月上旬

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方は、マイナポータルの「お知らせ」から電子版を受け取ることが出来ます。

なお、ご家族(配偶者やお子様など)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合はご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

ご不明な点は、平田村役場住民課又は年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

第48回 平田村文化祭 第13回 ひらた産業まつり

開催のお知らせ！

の出店や体験イベント、農産物即売会、そして豪華景品が当たるお楽しみ抽選会も行われます。ぜひ、ご来場ください。

平田村文化祭が10月25日から27日にハレスコと平田村勤労者体育センターで、ひらた産業まつりが10月27日にハレスコ前駐車場で開催されます。

文化祭では、文化講演会や読書感想文コンクールの表彰や発表、音楽祭、各団体の発表会、各種展示、ワークショップ(体験教室)やスタンプラリーも行われます。産業まつりでは各種団体

